

別紙2

項目	細別	評価対象項目	被告の主張	原告の主張
(一般監督員)				
1施工体制	施工体制一般	工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。	<p>型枠工事において、人員が不足していた。左官工事、タイル工事、コンクリートブロック工事（以下「CB工事」という）においても、協力業者が同業者で、人員が不足しがちだった。</p> <p>コンクリート打設が遅延したことから、職人の人員配置は不適切であった。</p> <p>原告は全国的な職人不足と大雪を主張するが、同年度の他の校舎増築工事で遅れるようなことはなかったし、他工事において型枠の職人不足は感じられなかった。</p> <p>また、雪が最初に降った平成17年12月13日以前である同月5日の2階の躯体打設時点では、当初工程より26日も遅れており、雪が降る以前に、既に大きく、原告の工程が遅れていた。</p>	<p>左官工事は2～3人の常時配置を行い、必要に応じてスポット増員も行った。タイル工事は左官職人とは別に1～2人を配置した。CB工事は左官工事と同じ職人であったが、人員不足ということではなく、業務実施上かえって好都合であった。いずれも適切な人員配置である。なお、被告からの増員要求もなかった。</p> <p>下請け工事の配置計画において、工事規模に適した型枠職人数を見積もっている。型枠工事が遅延したのは、全国的な職人不足により予定した職人数が確保できなかったからであり、コンクリート工事の遅延は大雪によるものである。</p> <p>B小工事实施年度の校舎増築工事はわずか1件（且格小学校校舎増築工事）しかなく、その規模も税抜き予定価格8676万1904円（B小工事の約40%）であって、これのみでB小工事の比較対象となり得るものではない。また、同年度のその他の工事についても、B小工事と同視できるような規模・内容の工事はほとんどない。</p> <p>なお、降雪は平成17年12月12日に原告が被告に提出した報告書どおりに工事ができなかった理由として主張したものである。</p>
	配置技術者	現場代理人として、工事全体の把握ができています。	<p>現場代理人は、平成17年7月15日の丁張りによって、工事が実質的にも着手しているにもかかわらず着任していない状態が続いた（建設業法26条及び工事請負契約書第10条に違反していた）ため、文書指導を行ったことがある。</p> <p>また、型枠工事で、施工上必要としている型枠技能士の配置について記載された施工体制台帳がなかなか提出されず、型枠技能士の配置状況についても答えなかった。原告自身「型枠職人が手当てできなかった」と認めている。</p> <p>したがって、現場代理人は、各種工事の工程及び人員配置を把握していなかったため、工事全体の把握ができているとは到底いえない。</p>	<p>着任時期と工事全体の把握とは、直接関係ない。工事現場における作業が実質的に始まる時期に合わせて着任しており、工事進捗に影響を与えていない。</p> <p>型枠工事の施工体制について、中間検査時において工事の把握はしていたが、型枠職人が手当てできなかったためその部分は答えることができなかったにすぎず、全体として工事の把握ができていないということはない。</p> <p>現場代理人は、各種工事の工程及び人員体制を把握しており、工事全体の把握をしていた。</p>

<p>書類整理，資料整理が適切に処理されている。</p>	<p>施工体制台帳，施工計画書など，指導したことで全体として提出・修正されているが，現場側の控えの訂正が未処理のままだった。ファイルなどの整理もされていなかった。</p> <p>施工計画書は，未記入部分が多く（不記入17項目・文章誤記7箇所・施工体制台帳などの書類不添付22項目・会社印などの不足7項目），原告がチェックしているかどうか疑わしいものであった。（各書類は十分精査がされて監督員に提出するものである。）</p> <p>着工前に提出されなかったものが25工種中9工種あり，修正を指示したものの再提出が完成後になったものが8工種あった。</p> <p>施工の状況把握する資料が施工体制台帳，施工計画であり，それに基づき施工を行うものであるから，現場代理人は何を基に施工管理していたのか疑問である。</p> <p>訂正内容とその多さを問題にする項目であるから，上記理由も評価理由として妥当である。</p>	<p>たまたま訂正する前に監督職員のチェックが行われたことはあるが，現場控え書類の訂正やファイルの整理は一定レベルで実施しており，処理が不適切であったために現場運営に支障をきたすような状況もなかった。</p> <p>施工計画書の記載についての被告の指摘は，現場代理人が監督職員にチェックしてもらうために提出した原稿（訂正を前提とした状態の書面）に対してなされたものである。</p> <p>ここで被告が指摘する「施工計画書」は発注者と施工者とが認識をあわせるためのやりとりの手段であり，完成品ではない。したがって，多くの訂正等の指摘がなされるのは当然である。</p> <p>このようなやり方はどこの公共工事でもなされていることである。施工計画書をチェックしていないということはない。</p> <p>この程度の提出遅れは通常あることである。</p> <p>逆に，現場代理人が承諾を求めて監督職員に提出した施工計画書に対し，監督職員の承認が遅れることもしばしばあり，被告の主張は公平を欠くものである。</p> <p>この評価項目は「書類整理，資料整理が適切になされている」というものであって，被告が問題にするような「原告が提出する書類に記載内容のまれ・誤記等がない」「書類が適した時期に提出されている」ではない。</p> <p>被告自身，初めに不評価理由として主張したのは「現場側の控えの訂正」や「ファイルの整理」であり，再反論における記載内容のまれ等の事項の指摘はこの評価項目に対する不評価理由として妥当でない。</p>
------------------------------	---	--

	<p>原告の指摘する他の評価項目については、再三にわたる指摘により、一応修正されたため、一応評価しただけのことである。</p> <p>原告自身、該当項目にあげていない。</p>	<p>一般監督員自身、「施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している（甲74号証、一般監督員1-、評価対象になっている評価項目の6項目め〔以下「一般1-、6項目め」などのように略す〕）」</p> <p>「施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものになっている（一般2-、4項目め）」</p> <p>「工事材料の資料の整理及び確認がなされ、管理されている（同5項目め）」</p> <p>を該当としているし、検査員は「施工体制台帳、施工体系図が整備されている（検査員2-、12項目め）」</p> <p>「施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容および現場条件を反映したものになっている（同15項目め）」を該当としており、この評価項目を不該当としたことと整合されていない。</p> <p>整理すべきすべての種類の書類・資料を完全に整理できたかと言われると、そう言いきれない書類もあるので、あえて「該当しない」とした。</p> <p>いくつかの書類の整理が不十分であったからと言って、そのために現場運営に支障をきたしてはいない。</p>
<p>契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。</p>	<p>施工計画書で訂正・指摘した事項が多かった。施工計画の訂正箇所は15項目、内容が不十分で追加記載させたものが54項目であり、ごく一部とは言えない。</p> <p>外壁スタックは、施工中何度も仕上がり具合が不十分なことを指摘したが、写真のとおりできていない部分がある。（写真は多数ある例の1例である）</p> <p>施工計画書等が適切に整理されて内容を把握していれば、上記にある外壁スタックのような施工上のミスは防げたはずである。</p> <p>化粧目地の施工位置について図面相違がある。</p> <p>外壁目地の件について、監督員は、腰壁の目地と美観上の違いの見解は話したが、「入れるべき目地の...入れなくてもいい」という態度はしていない。</p> <p>外壁が塗装される前から総括監督員は「目地忘れがないか確認しよう」指摘し、監督員は上記のとおり具体的に図面相違箇所について指摘をしていた。</p>	<p>提出書類の訂正・追加は、上記評価項目で述べたことに加え、単なる記載ミスや、原告の記載の仕方等が被告の要求と異なっていたということにもよるのであって、総合的に見て契約書・設計図書等の理解が不十分であったのではない。</p> <p>外壁スタックについては、校舎棟の南面と渡り廊下の東面の一部について、監督職員から「押えが甘い」という感想を言われた程度であり、それ以上の指示はなかった。</p> <p>仕上がりの良否は主観的判断であるので、施工者としては、施工段階において修正・やり直しの指示がなければ、発注者は問題ない程度であると判断しているのが通常である。</p> <p>施工計画書が適時適切に整理されておらず内容が把握できていないのであれば、それは原告が提出した施工計画書に対する監督職員の承認が遅れたこともその一因である。</p> <p>施工中に監督職員は、軒天井裏の部分について「施工が施工がしづらいので施工しなくてもいいでしょう」と現場代理人に言っており、壁面部分についても「入れるべき目地の長さが短い部分なので目立たないので入れなくてもいい」と原告・CJV職員Cに言っている。その他の部分についても入れなおせとの指示はなかった。</p> <p>総括監督員の指摘は一般的な注意に過ぎず、監督職員の指摘は</p>

	<p>本件において仕上がり上問題にしている校舎の施工部分については、各工種着工の2か月以上前に、修正指示をしている。</p> <p>他の評価項目については、上記の指摘により、修正されたため、一応評価しただけのことである。</p>	<p>上記のようなものであったため、原告はあえて修正をしなかったものである。(修正指示があれば、当然修正していた。)</p> <p>なお、上記評価項目で指摘したように、一般監督員および検査員は、「施工計画書の内容が設計図書等を反映したものになっている」ことを認めてこの評価項目を不該当としたことと整合されていない。</p>
<p>下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。</p>	<p>各施工状況の確認が不十分で、土間防湿シートの埋め戻し土への見込み不足、トイレ防水層配管立ち上がり部の処理など不適切な部分があるなど、手直し指示が多かった。</p> <p>トイレの防水は水張試験で何度も漏水した。岐阜市における他のトイレ工事においても同様のおさまりによる設計・施工がなされているが、トイレの水漏れが起きた例は少ない。まれに水漏れが起きた現場もあるが、2回も漏水をした現場は初めてである。</p> <p>また、現場代理人は施工上の問題点、漏水の原因を明らかにすることもなく専門業者や部下にも適切な指示がなかった。そのため、市監督員が現場代理人Eの承諾を得て専門業者と直接協議を行い、施工方法を指示した経緯がある。その際、防水業者から改善方法の指示の有無について聞き取りをしたところ、現場代理人からの指示はなかったと答えていた。</p> <p>よって、部下等共によく指導しているとはいえない。</p>	<p>下請の施工体制・施工状況の把握や指導は行っている。いくつかの事項についての手直し指示等も通常の工事で受ける程度のものであり、施工状況の確認が特段不十分であったということはない。</p> <p>なお、トイレの防水については、本件のようなアスファルト防水の場合には、防水シートが適切に接着されず漏水が発生することを避けるために、設計段階で防水貫通配管とりわけ小径の配管を避けるのが通常であるところ、本件のトイレの床には多数の配管が立ち上がりその中には2cm程度の小径配管があり、施工が極めて難しい状況であった。</p> <p>このような状況で水張試験を1回でパスしなかったり防水処理の手直しがあつたとしても何ら不思議ではなく、問題は設計、もしくは原告・CJVが請け負っていない設備(配管)工事に対する被告の監理にあるともいえる。</p> <p>漏水の原因については、防水業者と打合せを行い、特に仕様等について再度確認した上で再施工をした。その際に監督職員も加わって協議を行っており、漏水の原因を被告に報告していないことはない。また、現場代理人は監督職員から専門業者と直接協議を行うことの承諾を求められたこともない。</p>
<p>主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。</p>	<p>トイレの内壁タイル割りが十分検討されていないため、出来映えが悪かった。トイレの内壁タイルの見栄え(乙6-)が普通であるという原告の反論は、原告の施工技術が低いことを意味する。</p> <p>3階型枠の解体について、監督員の承諾もなく行うなど、判断が優れているとは言えない。</p>	<p>全体としては、監理技術者として技術的に適切な判断を行い、良好な施工に務めている。</p> <p>トイレ内壁のタイルの見栄えは普通であり悪いというものではない。本件建物に見られる程度の状況は一般的にしばしば見られるものであり(甲98号証)、岐阜市発注の小学校においても見られるものである(甲110号証)。</p> <p>3階型枠の解体は、平成18年1月6日にテストピースにてコンクリート強度試験を実施した結果、22Nという問題のな</p>

			<p>3階躯体は型枠内に残雪があり、柱脚部に大きなス（空洞）が出来ていたため、コンクリート充填させ強度が出るまでは柱脚部に荷重がかからないようにしなければならぬ状況であった。そのため、構造的に一時的でも支柱を外すようなことは技術的判断に優れているとはいえない。</p> <p>この点、原告は、テストピースで22Nという強度が出たことを主張するが、温度等管理されているテストピースの結果だけでは、支柱を外すことに問題が無いとは必ずしもいえない。また、上記柱脚部について、既に、盛替えがしてあった（一時的に支柱が外された）。</p> <p>同日、監督員が注意・改善を求めたことは、既に完全に支柱が外してある部分について再度、支柱をするように指導したことである。短絡的に強度が発生したからといって、現場状況を省みず支柱を外したことは技術的判断に優れ、良好な施工に務めたとはいえない。</p> <p>さらに、原告はモルタル補修したことを主張するが、1月10日時点ではモルタル補修は行われていなかったし、そもそもモルタルで補修する程度のスの大きさではない（コンクリートで打ち直し修正すべきである。）</p> <p>職員室増築部の屋根の排水ドレンの取り付け位置が高かったため、屋根の上に水が溜まる状況となった。</p>	<p>い強度が出たのを確認して実施したものであり、適正な技術的判断に基づくものであるが、うっかり監督職員への報告とその承諾を得ずに実施してしまったという手続き上のミスがあったものである。したがって「技術的判断の良否」というこの評価項目の評価対象とすべき問題ではない。</p> <p>型枠の解体を始めた際に柱脚部のスを確認したため、その部分については支柱を外すことなく速やかにモルタル補修を行った。（なお、この部分の補修はモルタル補修で十分であり、コンクリート打ち直しは必要ない。）</p> <p>その後同月9日にはこの部分を除いた他の部分の支柱をはずしたが、これに対して同月10日に監督職員から承諾なく解体しているの盛り替えをするように指示をうけたのでその指示に従った。すなわち、被告が指摘する部分については一時的にも支柱を外していない。</p> <p>また、この柱は3階＝最上階の部分のものであって、それほど大きな荷重はかからないものである。</p>
2施工状況	施工管理	品質確保のための対策がみられる。	<p>コンクリート、防水、塗装など、十分な養生期間が取られておらず、フローリングの床養生も不十分だった。</p> <p>3階躯体打設前の配筋検査時に型枠内に雪が残っていることを指摘したにもかかわらず、当日になっても融解処置がされていなかった。</p> <p>監督員の厳しい指導でやっと処置をしたが、数箇所柱脚部に大きなス（空洞）が出来てしまった。</p> <p>原告は、問題が生じた場合、補修等の対応をすればよいと考えているようである。しかし、補修では、必ずしも一定の強度を保つことができないため、岐阜市は、品質確保のための事前の対策を求めていた。</p> <p>打設の数日前、前日の指摘にもかかわらず、当日の朝、融雪処理がなされていなかったという不作為、及び当日朝の注意に対する原告の対応の悪さを棚に挙げて、監督員へ責任転嫁することは失当である。</p>	<p>コンクリート等の養生期間はほぼ問題のないものであり、養生期間の不足によって生じるような不具合も発生していない。</p> <p>柱脚部のスが出来た経緯については、監督職員の指示に従い、監督職員の管理（現場立会い）の下にコンクリート打設を行っていたにもかかわらず発生したものであって、この評価項目「品質確保のための対策」がなされなかったということではない。</p> <p>どのような問題が生じた場合にも補修等の対応をすればよいと考えているわけではない。品質確保上補修で対応できる箇所でも補修をしたものである。</p>

	他の評価項目については、考査項目とその細別の視点の違いから、本評価項目で該当していないからといって、直ちに不評価とするものではない。	一般監督員は「施工計画書に定められた品質計画により管理されている」「請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている」の各項目（一般3 - , 2・4・8・10項目め）を該当としており、ここでの指摘と矛盾している。
現場内での整理整頓が日常的になされている。	足場上に資材や残材が散乱していた。 恒常的に現場に物が散乱し、整理整頓をしていないし、その指示も出来ていない。  工程写真上では不適切な写真はなかったが、工事検査室の中間検査時に注意をしており、また監督員もよく目にしていた。	足場上に型枠の残材が残っていたかもしれないが、整理しており、特段散乱していたということはない。また、整理整頓は朝礼その他の機会に指示をしているし、現場に片付け人夫を置いて整理整頓を行っていた。
使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。	階段巾木部、壁部など、仕上げ工事において隠蔽部の写真が撮られていないところが多かった。現場運営の必要な書類だけでなく、工事の品質を保証する工事記録も必要としているが、品質保証のための工事記録は整理されていなかった。 その1例であるが、隠蔽部について、国土交通省「写真の撮り方」に従った写真が撮られていなかった（仕様書に記載がある）。 工程写真について「よく写真を撮っている」と言ったかは覚えていない（仮に言ったとしても、言葉のとおり量的なものであり、撮るべき箇所を撮っているという意味ではない）。 他項目については、不可視部分の多く、つまり躯体工事（仕上げ工事ではない）施工中の配筋状況や躯体の出来形の写真が撮れていたため、評価したものである。	一部撮影し忘れた箇所があるかもしれないが、おおむね撮影している。提出・整理の必要のある写真はおおむね撮影しており、それ以上何を求められているのかわからないし、施工中も被告から提出要求等を受けていない。 また、国土交通省「写真の撮り方」に従っていた。  監督職員は、配筋検査時等の写真提出に対して適切に撮れていないとの指摘はしておらず、最終の書類提出時においては、むしろ「よく写真を撮っている」と原告・CJV職員Cに言っており、被告の主張と矛盾している。 被告は、「出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる（一般3 - , 2項目め）」を該当としており、この評価項目を不該当としたことと整合されていない。
工事記録の整備が適時、的確になされている。	週1回の工程会議で実施工程が報告されていたのが、平成18年2月22日以降行われなくなった。  日報は毎週提出されておらず、前同日から完成まで提出は無かった。工程会議のなくなったからといって、報告が遅れても良いということはなく、原告の対応は評価できない。	平成18年2月22日以後の工程会議を行わなくなったのは、工期も終盤に近づき現場事務所も撤去していたためであり、このようなことは通常のことである。 工程会議は本来発注者が主導するものであり、形式的な意味合いの強い工程会議の中止は監督職員の承諾の上での措置である。なお、実質的な工程の打合せ等は日々の定時打合せで行っている。 工期が終盤に近づいている時期において毎週日報を出すようなことは通常ない。

		<p>監督職員が原告に対し，再三にわたって提出要求した結果，完成後に書類が提出されたので，やむを得ず，検査員は評価したのである。しかし，あらかじめ監督職員に提出すべき書類は適時，に提出されていないので，一般職員は評価していない。</p>	<p>監督職員から日報の提出についての一般的な指示はうけたことがあるが，再三にわたっての要求はうけていない。 検査員は同じ評価項目に対して該当としている（検査員 2 - 7 項目め）。この評価項目は「...適時，的確になされている。」というものであるから，「完成後に書類が提出されたので，やむを得ず検査員は評価した...」という被告の主張が仮に事実であるとしても，この検査員の評価の仕方は極めて不適切なものである。すなわち，この部分の被告の再反論はこじつけにすぎず，工事評定が行われた当時，検査員は「（多少の問題はあったとしても）おおむね適時，的確になされている」と判断したものと考えるのが自然である。</p>
工程管理	<p>フォローアップ等を実施し，工程の管理を行っている。</p>	<p>左官工事の作業員不足，門工事の段取り不足，舗装工事の協力業者がなかなか決まらないことなど，遅れる要因に対して必要に応じて追加的な協力・支援を行わなかった。 下請業者が決まらなかったため，工期が遅れ工期内に完成できなかった。 仮に，原告がフォローアップを行っていたとしても，工期内に完成できなかったことから不十分な対応であると言わざるを得ない。 世間的な職人不足について，監督員は感じなかった。</p>	<p>被告が指摘する関する問題については何もしていないわけではなく随時対応している。  工期内に完成できなかったのは，相当なフォローアップを行ってもなお，その努力が及ばない職人不足や大雪等の不可抗力によって生じた結果であり、フォローアップ不足によって生じたものではない。  職人不足は事実であり，被告の主張は単に監督職員の主観に過ぎない。</p>
	<p>夜間や休日等の作業が少なく，余裕をもって工期前に完成した。</p>	<p>躯体終了時で1ヶ月以上の遅れが生じ，仕上げ工事で土日・夜間作業があった。最終的に完成期日を6日遅れて完成した。 原告自身，該当項目に挙げていない。</p>	<p>（事実であるので，それを認めたものである。）</p>
対外関係	<p>関連工事との調整を行い，関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。</p>	<p>舗装工事が工期内に完成できなくなったため，機械設備工事の埋設表示設置が出来なかった。1週間の工程でさえ守られることは少なかった。  週1回の工程会議は，市が工事進捗状況や予定工程の報告を受けるためのものである。 関連工事業者とは，工程会議以外に常時密接な調整を行うことによって，円滑な工事進行となるのであるから，工程会議だけで足りるとする原告の主張は失当である。 また，工程会議についても平成18年2月22日以降，行われなくなった。</p>	<p>関連工事（電気・設備工事）との調整のための打合せを，監督職員も入れて週1回の工程会議で行っている。 なお，埋設設置表示は1～2時間でできる作業であり，大きさにいうことではない。 毎日12時50分から開催している定時打合せ会において，関連工事業者との間に必要な調整は行っており，調整がなされなかったことによる障害は生じていない。（工程会議ができなくなった2月22日以降についても，同様に調整を行っている。） 機械設備工事の埋設表示設置ができなかったことや，「工期内完成が難しくなった」という関連工事業者からの苦情は，建</p>

			さらに、関連工事からの苦情があったことから、工事全体の円滑な貢献に寄与しているとは言えない(乙4)。	<p>築主体工事の工程が遅れた事によるものであって、関連工事業者との「調整」の有無の問題ではない。</p> <p>一般監督員自身「工程表の内容が検討され、関連工事との調整もよく充実している(一般2 - , 4項目め)」を該当としている。</p>
3出来形及び出来ばえ	出来形	自社の管理基準を設定して、適切に管理している。	<p>施工計画書では、下請の自主管理的なものはあったが、原告・CJVとしての管理は特に示されず、管理書類もなかった。管理書類が提出されなければ、評価することはできないが、自社の管理基準や管理基準に従ったことを示す管理書類がなかった。</p> <p>仮に、自社の管理基準に従っていたとすると、各検査における指摘事項の数の多や内容を考慮すると、原告の管理基準が相当低レベルな設定であったと思われる。</p> <p>完成日前に行った現場代理人とのヒアリングでは、具体的な自主管理基準はないと被告担当者は聞いていた。</p>	<p>(トータルな管理書類はないが)通常行われるように施工計画書で適切に管理している。また、スポット的に自主管理表を作成している。</p> <p>なお、この評価項目では「管理基準を設定し、それに従って適切に管理していたか否か」を問われているのであって、管理基準書類や管理書類の有無を問題にしているものではない。</p> <p>検査員は同じ評価項目を該当としている(検査員3 - , 4項目め)。また、一般監督員自身、「日常の出来形管理が適時、的確に行われている(一般2 - 1 , 7項目め)」を該当としており、この評価項目を不該当としたことと整合されていない。</p>
	品質	(躯体工事)施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	<p>柱の型枠の締め方などが不十分で柱のとおりが通らなかつたこと、躯体に空洞ができたこと、3階南西角の柱をはつり補修したことからも、公共工事で求められる程度を満たしていない。また、補修をしたといっても、形状が悪かったことは事実であるし、補修をすることにより、当初の予定していた品質よりも劣化することは否めない。</p>	<p>いずれも現実には起こることであり、監督職員の指示に従って適切に補修をし、問題のない品質・形状のものにしている。補修により品質が劣化するとしても僅かなものであり、現実的に問題となるものではない</p> <p>一般監督員自身、「日常の品質管理が適時、的確に行われている(2 - , 8項目め)」を該当としており、この評価項目を不該当としたことと整合されていない。</p>
		(仕上工事)施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	<p>スタッコの仕上がりが悪く、コンクリート目地の出来形なども間違いが多かったことから(乙6 - , )公共工事で求められる程度を満たしていない。スタッコの仕上がりが悪い事実は写真のとおりである(乙6 - , )</p>	<p>図面との相違はあるとしても、監督職員から補修・やり直し等の指示がなく大きな問題との指摘もなかったことは既に述べたとおりである。</p>

				一般監督員自身，「日常の品質管理が適時，的確に行われている（2 - ，8項目め）を該当としており，この評価項目を不該当としたことと整合されていない。
--	--	--	--	--

(総括監督員)

2施工 状況	工程 管理	<p>地元調整を積極的にいき，トラブルも少なく，工期内に工事を完成させた。</p>	<p>近隣への挨拶回りは，原告・CJVの自発的なものではなく，岐阜市の提言・指導により実施したもので，積極的な近隣対策，調整など行っていない。地元調整は当然必要な行為であり，原告・CJVから積極的に提言・提案されるものである。 原告自身，該当項目としていない。</p>	<p>地元とのトラブルはなく，必要な地元対応は行っている。なお，工事現場の周辺は農地が多く，住宅密集地で工事を行う場合のような挨拶回りや地元調整の必要性は高くない。一般的に地元調整が不要であると言っているのではなく，この工事においては周囲は農地が多く必要性が低いと判断したものである。 該当項目としなかったのは，評価項目に「工期内に工事を完成させた」とあるからであり，地元調整，地元トラブルに関しては問題はない。</p>
		<p>近隣とのトラブルはなかったが，工事車両の出入り口，周辺道路の清掃等，また南側道路に駐車違反がないよう何度も指示した。南側道路は数多くの車両が駐車違反をし，路面は泥まみれ状態のまま放置されている状態が続いたので，是正の指示を何度もしたが，改善されなかった。清掃や駐車に関する指示は市が行う業務ではなく，当然，市の指示が出る前に，原告・CJVが改善すべきものである。</p> <p>近隣からの苦情，トラブルが無かったのは学校関係者と近隣挨拶を実施したことで地元の住民の理解をえられたからである。 「工期内」に工事を完成できなかったこと点も不評価の理由である。 なお，職員室の増築及び既設校舎の改修に伴う内部の仮囲いの設置等については，一般監督員の指示に対して，現場代理人が対応したため，一般監督員は，「現場条件への変更への対応が積極的」であったと一応評価し，該当とした。</p>	<p>周辺道路については，高圧洗浄機にて定期的に清掃をしていた。清掃や駐車に関する指示は監督職員が当然行う業務としてなされたものにすぎず，原告・CJVが清掃を怠っていたり駐車違反をしたためなされたものではない（当然行う業務ではないとしても，工事にあたっての注意事項として一般的になされたものである）。また，被告側の職員は道路に車両を駐車していた。</p> <p>一般監督職員は，「積極的な地元対策を実施し，第三者からの苦情がなかった。又は苦情によるトラブルが少なかった。（一般2 - ，4項目め）」を該当としている。 工期遅延は地元調整とは無関係である。</p> <p>一般監督員は「現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く，また地元調整（入居者等含む）を積極的に行い円滑な工事進捗を行った（一般2 - ，2項目め）」を該当としており，この評価項目を不該当としたことと整合されていない。</p>	
		<p>配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</p>	<p>実施工程，月間工程及び週間工程会議において，前回に協議した工程から工事の遅延が多く，進捗状況の的確な把握，工程の短縮に向けた積極的な管理が行われていない。</p>	<p>進捗状況を把握し，工期内に完成させるための対応はとっている。</p>

		<p>コンクリート最終打設の日時を協議し確約したにもかかわらず、下請け業者（型枠）の増員時期が遅れ、結果的に工期内完成ができなかった。原告のいう型枠工の増員は、市が工程の遅れを何度も強く指摘したため、原告が、対応の姿勢を一応見せるために、一時的に増員したものであって、積極的な対応とは言えない。</p> <p>また、ある程度の積雪などは当然予測されるもので、それらを踏まえて工程管理をするべきである。なお、平成17年度の工事において、工期内に完成できなかった業者はいなかった</p> <p>関連工事から市に対し、改善の苦情があったことから（乙4）、原告が積極的な工程管理を実施していたとはいえない。</p> <p>原告が主張する「一部おか組工法」は、一般的に行われており、工夫とは評価できない。仮に、工法の変更による積極的な姿勢を加味したとしても、工程の遅延が多く積極的な工程管理を実施していたとはいえない。</p>	<p>原告・CJVはコンクリート打設に向けて型枠工の増員を行っており、3階コンクリートの打設時期が約束した時期から遅延した理由は、例年にない異常な積雪によるものである。また、型枠工の増員は、被告の指摘がなくても行ったものである。</p> <p>この年の積雪は予想をはるかに超えたもので「ある程度の積雪」ではなかった。仮に他に工期内に完成できなかった業者はいなかったとしても、規模・工期・種類・施工場所等の異なる他の工事を本件工事と同視できるとは言えない。</p> <p>関連工事業者からの苦情の対象である工程の遅れは、全国的な職人不足と積雪という不可抗力によるものであり、積極的な工程管理を否定する理由とは言えない。</p> <p>型枠工事の工期短縮のため一部でおか組工法を採用するなどの工夫をしている。仮に「おか組工法」が一般的に行われているものであり工夫とまで言えないとしても、通常の方法と異なる工法による施工は「積極的な姿勢」に該当する。</p>
安全 対策	安全衛生管理活動が活発で他の模範になっている。	<p>総合仮設計画において、「安全管理に務める。」と記載されているが、安全及び管理状況記録（チェックリスト）、危険予知活動（以下「KY活動」という）、ツール・ボックス・ミーティング（以下「TBM」という）など安全活動の記録も少なく、安全に関する意識が希薄で、他の模範になっていない。公共工事を施工する他の施工業者と比較しても明らかに状況記録が少ないことから、安全衛生管理活動が希薄であると評価せざるを得ない。</p> <p>原告自身、該当項目としていない。</p>	<p>通常求められる安全衛生管理活動は実施している。また、無事故無災害で工事を終了している。KY活動等は朝礼等において適宜実施しており、その写真も監督職員に提出している（甲99号証の1）。</p> <p>また、この評価項目は、安全衛生管理活動の状況記録の整備の有無を問題にしているものではない。</p> <p>総括監督員自身「建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である（総括2 - , 1項目め）」「安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる（同2項目め）」を該当としており、この評価項目を不該当としたことと整合されていない。</p> <p>原告が該当としていないのは、「他の模範になっている」という程度のものであるとまでは言えないためであって、通常求められる安全衛生管理活動はしている。</p>
	安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。	西側の通学道路、また既設校舎の取り合い部分をシートによる養生はしたが、落下物に対する安全対策、荷揚げ用昇降車両の安全区画など、安全管理に関する配慮が欠け、創意工夫など見当たらない。	安全管理について必要な対応は実施している。荷揚げ作業についても朝礼時等において事前打合せを行い、区画・現場資格者・機械についての点検表を出させて作業をさせている。

	<p>朝礼時等において事前打合せを行っている場面を被告の監督職員は確認したことがない。仮に、朝礼等において事前打合せを行ったとしても、当然、日常おこなうべき安全確認を実施しているだけに過ぎず、技術開発や創意工夫とは評価できない。</p>	<p>被告は朝礼時の事前打合せを確認したことがないというが、朝礼の行われる午前8時に通常監督職員が現場に来たことはなく、来たことがあったとしてもその時には安全に関する打合せが行われていなかっただけである。</p>
	<p>原告自身、該当項目としていない。</p>	<p>総括監督員自身「建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である（総括2 - , 1項目め）」「安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる（同2項目め）」を該当としており、この評価項目を不該当としたことと整合されていない。</p> <p>該当としていないのは、「技術開発や創意工夫」という程度のものであるとまでは言えないためであって、荷揚げ作業の事前打合せ等の通常求められる安全管理はしている。</p>
安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。	<p>総合仮設計画において、「安全衛生協議会の設置及び運営方法」に関する要綱があるにもかかわらず、別途工事と安全協議会を設置せず、また協力業者との協議会も開催していない。</p> <p>積極性がまったく無く、リーダーシップもない。</p> <p>原告自身、該当項目としていない。</p>	<p>安全協議会は開催している。</p>
	<p>安全協議会活動に関する資料や記録が全く無いことから、評価することはできない。</p>	<p>該当としていないのは「積極的に取り組み、リーダーシップを発揮」という程度のものであるとまでは言えないためであって、安全協議会を開催していないということはない。</p> <p>安全協議会の写真を被告に提出しており（甲99号証の2および3）、資料や記録が全く無いということはない。また、この評価項目は、安全協議会に関する記録の整備の有無を問題にしているものではない。</p>
		<p>総括監督員自身「建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である（総括2 - , 1項目め）」「安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる（同2項目め）」を該当としており、この評価項目を不該当としたことと整合されていない。</p>
安全職場全体への取り組みが地域全体から評価されている。	<p>作業現場内の安全点検、作業範囲の注意事項など掲示が無かった。</p> <p>総合仮設計画において「高所作業において、安全帯を使用を徹底し、墜落事故を防ぐ」と記載しているにもかかわらず、現場代理人は安全帯を使用することも無かった。</p>	<p>社内パトロール、安全教育等を適宜実施しており、安全職場への取り組みを行っている。</p> <p>現場代理人の業務に安全帯使用の必要があるような危険なもの無く、安全帯を使用しなかったことに問題はない。</p> <p>ちなみに、被告職員は現場代理人と同じようには工事現場の状況を詳細に把握していないため現場での監理業務実施においては安全帯を必要とする危険な場面があるにも拘わらず、工事現場において安全帯の使用をしていなかった。</p>

		<p>安全教育等，安全職場実現のための活動の写真等の記録が全くないことから，安全に対する取り組みが希薄であると評価せざるを得ない。そのため，安全職場実現への取り組みがなされているとはいえない。</p>	
			<p>総括監督員自身「建設労働災害，公衆災害の防止への努力が顕著である（総括2 - ，1項目め）」「安全衛生管理体制を確立し，組織的に取り組んでいる（同2項目め）」を該当としている。また，一般監督職員は「新規入場者教育を実施し，実施内容に現場の特性が十分反映され，記録が整備されている（一般2 - ，5項目め）」を該当としており，この評価項目を不該当としたことと整合されていない。</p>
		<p>原告の総合施工計画書「第9，交通管理 第2，運搬作業計画，第3周辺対策」に「生コンクリート及び足場の資材を多量に運搬する場合は，警備員を配置し，学校関係者，並びに第3者の安全を十分に確保する。」また「通行人や近隣住民に十分注意を払い，……」と記載されているにもかかわらず，生コンクリート車や大型車が通学路を横断する際，誘導する警備員を配置しなかった。</p>	<p>生コン打設日や材料の搬入が多い時には警備員の配置を行っている。スポット的な材料の搬入時については，工事現場周辺の交通量等から考えても専門の警備員を配置する必要はない。</p>
		<p>この項目の設問の意図は，地域にどのように評価されているかであり，安全対策の取り組みが職場だけでなく，地域の住民にどれだけ評価されているかであるが，地域の反応は少ない。 また，地域との関わりを総合的に判断し，不評価とした。</p>	<p>いかなる事実をもって「地域全体から評価されている」と捉えるのかあいまいであるが，作業現場の安全に関して地域住民からのクレーム等は一切無かった。また，被告が指摘する具体的事実は，仮にそれらが全て事実であったとしても，いずれも「地域全体から評価されていない」理由となるものではない。</p>

(検査員)

2施工状況	施工管理	<p>工事材料，工事機器材等の資料の整理及び確認がなされ，管理されている。</p>	<p>使用材料の現場への納入伝票及び使用材料証明書が，現場に整理・管理されていない。</p> <p>仕上げ材等においては，メーカーにより各工程ごとに必要数量が決められており，使用材料は納入時及び使用済み後において現場にて使用数量の確認をされるべきであるが，その資料が提出されていない。</p>	<p>納品伝票等はすべて伝票つづりにファイルして整理していた。</p> <p>必要な書類は提出していた。</p> <p>なお，一般監督員はほぼ同じ評価項目（一般2 - ，5項目め）を該当としており，この評価項目を不該当としたことと整合されていない。</p>
-------	------	---	--	--

3 出来形及び出来ばえ	出来形	出来形測定において、不可視部分の出来形が写真での確に判断できる。	不可視部分の出来形については、工程写真及び現場確認写真で判断をしており、提出された各写真においては、適正に撮影されたと判断できない。 工程写真とは、不可視部分の仕上げに至るまでの各種の処理工程及び工程確認を写真撮影し、工事資料として整理するものである。しかし、原告からは、不可視部分の仕上げ部分の写真のみ提出され、仕上げに至るまでの各種の処理工程及び工程確認を撮影した写真は提出されなかった。 監督員も「使用材料の品質保証書等また工事記録写真が適切に整理されている」という項目に該当しないとしている。	工事管理上必要な写真は、適正に撮影して提出しており、施工中および建物完成時に被告から未提出を指摘されたこともない。  一般監督員は全く同じ評価項目（一般3 - , 2項目め）を該当としており、この評価項目を不該当としたことと整合されていない。
	品質	(躯体工事) 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 (仕上工事) 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	躯体工事において施工の品質について概ね良好であるが、柱の通り、型枠の締め方が不十分な点、形状が不適切な点があり良好な施工であるとは言えない。  外壁の仕上げ、内装タイル施工の品質は概ね良好である。しかし、形状については、外壁は東と西において仕上げが相違した点及びタイル割りが適切でなかった点から良好な施工であるとは言えない。	通常求められる程度の、良好で適切な施工を行っている。指摘の部分についても監督職員の指示に従って適切に補修をし、問題のない品質・形状のものにしている。  通常求められる程度の、良好で適切な施工を行っている。外壁・タイル割りの形状についても、監督職員がやり直し等の指示をしていないことから、施工段階で問題なしと認められたものであり、検査員の評価は不当である。
出来ばえ	きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。	外部では、外壁吹き付け材の表面処理が悪かったり、化粧目地を入れ忘れたり、外構工事においてはコンクリート打ち放し仕上げにノロ刷き（修正）をしたりした。また、外部のコンクリート打ち放し仕上げの柱型についても、上下階に食い違いがある等、補修ができない状況であり、ほかの業者では考えられない仕上げであった。	全体を通して、通常の小学校建築に求められる出来映えの仕上がりになっている。被告が問題であると指摘する状況も、不具合の程度は些細なものであり、通常の小学校工事でしばしば見られるものである。 被告が問題を指摘する箇所については、他の評価項目でも述べたとおり、施工段階において補修等の要求がなされていない。すなわち、元々被告自身が問題視していなかったものである。（このようなことを被告が本訴訟で主張するのは、評定点の低さを具体的に説明する必要に迫られたからであり、あらゆる何物でもない。）	
	関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。	また内部では、各仕上げ材の取り合い部分の隙間や目違い部をコーキング材で修正していた。便所内部のタイル張り仕上げにおいては、タイル割りを考慮しての施工はおろか、下地処理の悪さが目立つ仕上がりであった。		
	仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。	いずれにしても仕上げを十分に考慮する工程管理は見受けられず、全体的に設計図書が要求する内容の出来映えではなかった。 岐阜市が改善要求をしなかったのは、原告に改善を求めて補修させると、更に建物の強度等が悪化する可能性があったためである。鉄筋工事において、柱配筋・大庇配筋の長さ不足等を補強筋等で処理するなど、安全性が	出来映えに関する不具合の補修は、建物の強度等にほとんど関係が無く、被告の主張はおかしい。なお、補修は安全性を十分考慮して実施しており、配筋検査において柱配筋・大庇配筋の長さ不足等を指摘された場合に、補強筋等で処理することは	
外構を含め全体				

	<p>的な美観が良好である。</p>	<p>損なわれるような躯体施工をしている。</p> <p>関連工事においても、関連業者から工事遅延を指摘されたあげく、別途工事業者が独自の工程管理で施工していたため、到底調和が図られていたとはいえない。</p> <p>出来ばえ、仕上げが均一で色むら等が無く、全体的に美観が良好であるとはいえない。</p>	<p>通常行われることであり、特段安全性を損なうようなことではない。</p> <p>「関連工事業者から工事遅延を指摘され、その業者が独自の工程管理をしていた」ということと、「出来映え」という細別における「全体に調和が良い仕上げである」ということとは関係が無い。</p>
--	--------------------	--	--